

第3回宇城地域医療構想検討専門部会

次 第

日 時：平成28年10月28日（金）
19：00～

場 所：宇城地域振興局3階大会議室

開 会

議 事

1 熊本地震について 【資料1】

2 地域医療構想について

(1) 策定スケジュールについて 【資料2】

(2) 構想について 【資料3】

[補足資料]

2015年病床機能報告病床数と2025年病床数の必要量との比較 【資料4】

地域医療の実情把握のための聞き取り調査結果について（確定） 【資料5】

九州各県の地域医療構想の体系（目次）一覧 【資料6】

第3回熊本県地域医療構想検討専門委員会資料 [関係箇所抜粋] 【資料7】

(3) その他

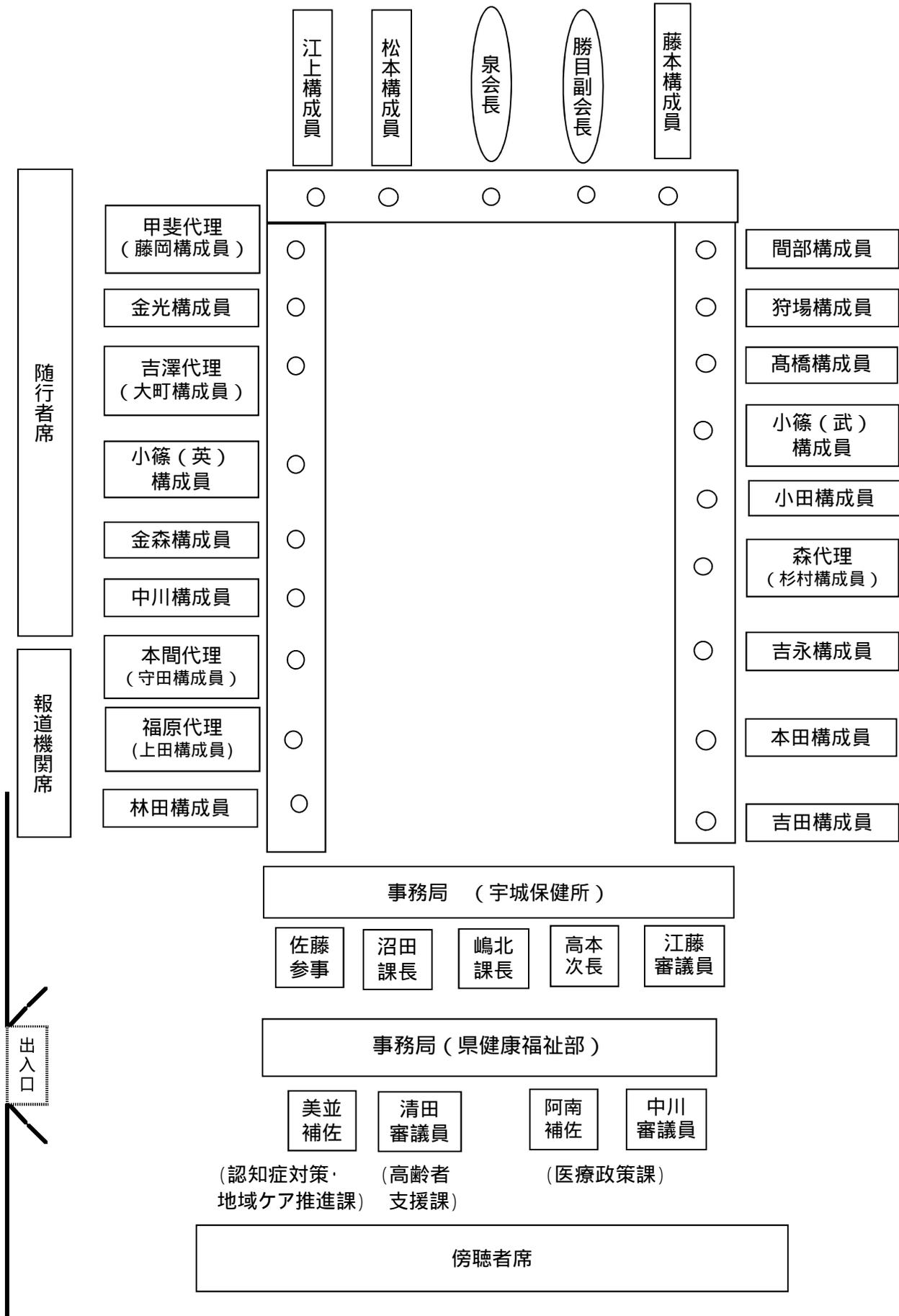
閉 会

第3回宇城地域医療構想検討専門部会・構成員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	泉 正治	一般社団法人 下益城郡医師会 会長		会長
2	勝目 康裕	一般社団法人 宇土地区医師会 会長		副会長
3	藤本 久夫	回復期機能を担う医療機関代表 (くまもと温石病院 院長)		
4	間部 訓章	慢性期機能を担う医療機関代表 (間部病院 理事長・院長)		
5	狩場 岳夫	診療所代表<下益城郡代表> (狩場医院 院長)		
6	高橋 利弘	在宅医療を担う医療機関代表 (たかはしクリニック 院長)		
7	小篠 武明	一般社団法人 宇土地区医師会 副会長(地域医療構想担当)		
8	小田 哲也	診療所代表<宇土地区代表> (みどりかわクリニック 院長)		
9	荒木 邦生	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (くまもと心療病院 理事長・院長)		
10	杉村 勇	宇土郡市歯科医師会 副会長		(代理主席) 宇土郡市歯科医師会理事 森 義和
11	吉永 修	下益城郡歯科医師会 会長		
12	本田 昭	公益社団法人 熊本県薬剤師会宇城支部 支部長		
13	松本 佳子	公益社団法人 熊本県看護協会上益城・宇城支部 担当理事		
14	江上 寛	宇城総合病院 院長		
15	藤岡 正導	済生会みすみ病院 院長		(代理主席) 企画総務室長 甲斐 通博
16	金光 敬一郎	熊本南病院 院長		
17	大町 秀樹	宇城市民病院 院長		(代理主席) 事務長 吉澤 和弘
18	坂本 公宣	こども総合療育センター 院長		
19	小篠 英明	熊本県老人福祉施設協議会代表 (蕉夢苑 施設長)		
20	金森 正周	一般社団法人 熊本県老人保健施設協会代表 (あさひコート 理事長)		
21	中川 玲子	宇土市健康福祉部長		
22	守田 憲史	宇城市長		(代理主席) 健康福祉部長 本間 健郎
23	上田 泰弘	美里町長		(代理主席) 健康窓口課長 福原 哲治
24	林田 千春	熊本県保険者協議会代表 (肥後銀行健康保険組合 常務理事)		
25	吉田 定信	熊本県宇城保健所長		

第3回宇城地域医療構想検討専門部会 配席図



宇城地域医療構想検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第9条の規定に基づき、宇城地域保健医療推進協議会に宇城地域医療構想検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、宇城地域に係る地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) その他の宇城地域に係る地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、部会における意見をまとめて、宇城地域保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、熊本県宇城保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月23日から施行する。